

新型コロナウイルス感染症による緊急特定地域特別雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります！

【助成額】

労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の5分の4※を助成（上限8,330円/日）

※ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人の場合

【助成対象期間】

2月28日～4月2日までの期間にある場合

【受付期間】

3月18日～5月31日まで

（農業等個人事業所に係る証明書の申請受付期間は、3月27日～5月15日まで）

【助成対象事業主】

令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する農業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

- A ・雇用保険に加入している農業経営体
- ・労働者災害補償保険に加入している農業経営体

➡ 以下の最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

（助成金の詳細・申請書）

（助成金の詳細・申請書）

（問合せ先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10051.html

（問合せ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603788.pdf>



- B Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である農業経営体
- ※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

➡ 助成金の申請には、北海道農政事務所が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

詳細は裏面をご確認して、以下までお問い合わせください。

（「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等）

https://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/corona_joseikin.html

北海道農政事務所 担い手育成課 011-330-8809

札幌地域拠点 011-330-8821 旭川地域拠点 0166-30-9300

函館地域拠点 0138-26-7800 帯広地域拠点 0155-24-2401

釧路地域拠点 0154-99-9046 北見地域拠点 0157-23-4171

（申請様式、問合せ先等）



【助成対象Bに該当する農業経営体の申請様式及び手続きフロー】

【必要な申請書類】

○緊急特定地域特別雇用安定助成金の休業実施計画届出時 (農林水産省で定めた様式)

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②事前要件確認書（様式第2号）
- ③添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、当該年の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は北海道農政事務所・地域拠点等にお問い合わせください。

(厚生労働省で定めた様式)

④届出様式

- ・緊急特定地域特別雇用安定助成金休業実施計画届（様式第1号（1））
- ・休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（様式第1号（2））
- ・休業実績一覧表及び所定労働時間等の実績状況に関する申出書（様式第1号（3））

⑤添付書類一式

- ・雇用調整の実施について事業主等と労働者代表等との間で締結した協定に関する確認書類（例：休業協定書等）
- ・事業所の状況が確認できる書類
(例：中小企業の該当の有無等の確認については、被雇用者全員の労働者名簿等、所定労働日・労働時間や賃金制度等の確認については、就業規則や給与規定等)
- ・対象労働者に関する書類
(例：雇用契約書や労働条件通知書等)

○緊急特定地域特別雇用安定助成金の支給申請時（休業実施終了後2ヶ月以内、休業計画届と同時申請も可能）

(厚生労働省で定めた様式)

⑥申請様式

- ・緊急特定地域特別雇用安定助成金支給申請書（様式第2号（1））
- ・助成額算定書（様式第2号（2））
- ・休業実績一覧表及び所定労働時間等の実績状況に関する申出書（様式第2号（3））
- ・支給要件確認申立書（様式第3号）

⑦添付書類一式

- ・労働・休日及び休業の実績が確認できる書類
(例：労働日等の確認については、出勤簿やタイムカード等、休業手当等の確認については、賃金台帳等)

【手続きフロー】

